平成28年度事業計画

基本方針

北海道の農業・農村は、豊かな自然と広大な土地資源を活かし、これまで農業生産基盤の整備を継続的に 実施して、大規模で専業的な経営を主体に、わが国における食料の安定供給や国土・環境の保全などに大き く寄与するとともに、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかしながら、農村の高齢化や人口減少、農地や農業水利施設の機能低下、気象災害の多発化、さらには TPP協定などの様々な課題を抱えている。

国においては、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、我が国の農業・農村が経済社会の構造変化等に的確に対応し、その潜在力を最大限発揮しながら「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現を推進することとしている。また、TPP協定の大筋合意を踏まえて、攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)等を政策目標に、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成して持続可能な農業構造の実現等に向けた「総合的なTPP関連政策大綱」を策定した。

本道の農業農村整備事業については、国の「土地改良長期計画」や道の「農業農村整備推進方針」等に基づき、担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減等を確実に進めるための農地の大区画化や排水改良等の競争力強化対策と、老朽化が進行する農業水利施設の長寿命化・耐震化や集中豪雨による洪水・湛水被害防止などの国土強靱化対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。

このことから、本会は28年度の事業実施にあたり、本会第7次中期計画の業務推進の基本方向に沿って、国、道をはじめ関係団体との緊密な連携のもとに、地域の意向が反映した農業農村整備事業の推進を図り、会員への技術援助、国や道への技術協力等を通じて本道農業・農村の振興・発展に貢献するため、組織の総力を挙げて以下の業務の遂行に努め、会員の共同利益増進と負託に応えることとする。

第1 土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助及び協力

1. 会員に対する技術援助事業

(1)技術援助事業

会員が行う農業基盤整備促進事業、農業集落排水事業等に係る計画樹立、調査設計、数量算定、施工管理業務などの技術援助を行うほか、標準積算システムの運用支援などを通じて、地域における農業農村整備事業の円滑な実施に貢献する。

(事業費) (単位:千円)

事 業 名	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備考
補助事業 (実施計画策定事業)	_	42, 200	皆減	
調査設計等 受託事業	142, 000	174, 000	81.6	
合 計	142, 000	216, 200	65. 7	

(2)技術援助(出向)事業

会員の要請に基づき技術職員を出向させる技術援助事業を行う。

(職員配置計画) (単位:人)

	管内別		28 年度配置計画						備考	
項目	1	空知	上川	後志	桧山	胆振	十勝	オホーツク	合計	
団(体 数	3	1	1	2	1	1	2	11	(27 計画: 12 団体)
人	員	3	2	1	3	2	1	2	14	(27 計画:13 名)

(事業費) (単位:千円)

事 業 名	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備	考
技術援助事業	110, 000	112, 000	98. 2		

2. 国又は道に対する技術協力事業

国又は道が行う土地改良事業の計画樹立、調査設計、数量算定、施工管理業務などの技術協力を 通じて、道内における農業農村整備事業の円滑かつ効率的な実施に貢献する。

(事業費) (単位:千円)

事 業 区 分	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備考
調査設計等 受託事業	838, 000	696, 000	120. 4	

3. 会員支援事業

(1)農業土木技術者技術向上支援

会員等の農業土木技術者の資質及び技術力向上を図るため、会員のニーズや目標とする技術レベルなどを把握して体系的な研修を行う育成講座を計画的に開講する。

(2) 水土里ネット支援事業

土地改良区(水土里ネット)が農業・農村の多面的機能の発揮や地域資源の保全管理活動等を展開する「21世紀土地改良区創造運動」について、関係機関と連携を図りながら、地域住民、道民に対する啓発普及など本運動の推進・支援を行う。

(3)組織運営強化等支援事業

土地改良区をはじめ会員団体の組織運営基盤の強化等に資するため、関係機関・団体と連携して、 農業農村整備をはじめとする食料・農業・農村政策に関する情報の収集・提供を行うとともに、適 宜に土地改良区委員会、セミナー等を開催し、諸課題の検討・意見交換等を行う。

また、複式簿記会計の導入や維持管理計画の策定、小水力発電の導入検討など土地改良区等の運営基盤強化にかかる対応について、関係機関と連携を図りながら支援及び助言を行う。

(4) 土地改良区体制強化事業

1)施設,財務管理強化対策

①土地改良施設の診断・管理指導

土地改良施設管理の円滑かつ適正な管理を図るため、管理専門指導員等を配置し、土地改良区等が管理する土地改良施設の点検・整備・操作等の専門技術的な診断・管理指導等を行う。

②土地改良事業等に関する苦情・相談等の対応支援

土地改良関係法令等に精通した相談指導員を配置し、土地改良区等からの事業に関する苦情・ 紛争等の相談に対応するとともに、弁護士を委嘱して、複雑・高度な相談に対応する。

③財務管理強化重点地区の指導

土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため、複式簿記会計及び外部監査の導入、非補助土地改良事業の推進等についての指導・支援を行う。

④財務·会計実践向上研修

土地改良区の複式簿記会計導入促進に向けた研修を行う。

(事業費) (単位:千円)

区 分	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備考	
施設・財務管理 強化対策	11, 100	10, 300	107.8		

2) 受益農地管理強化対策

①換地選定手法の指導等

換地業務に着手する地区の市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員を対象に、権利者等の 基礎調査や換地設計基準の作成など換地に関する指導を行うとともに、換地処分未了地区等について、原因解消方法の検討及び指導を行う。また、農地所有者の所在不明等により換地処分の遂行に支障が生じている地区にあっては、財産管理制度の活用を検討する。

②交換分合等の活用支援

畦畔除去や均平工等の簡易な基盤整備により農地の区画拡大をする地区等において、交換分合等を活用して農地の利用権等の権利関係の整序化を図るための指導を行う。

③換地技術向上研修

換地事務の適正かつ円滑な推進を図るため、換地事務に従事する者の経験等に応じた研修を行う。

(事業費) (単位:千円)

(1.7/2/7					1 1 1 2 1 1 1 1 7
区 分	28 年度計画事業費	27年度計画事業費	対前年度比(%)	備	考
受益農地管理 強化対策	14, 100	14, 100	100.0		

(5) 農業水利施設の事故防止対策等

1) 用排水路等への転落事故の未然防止対策

用排水路等を管理する土地改良区等に対し、子どもたちの用排水路等への転落事故未然防止に向けて、学校や幼稚園等と連携を密にした注意喚起を図るとともに、事故防止を呼びかけるポスター等を斡旋する。

2) 用排水路等の賠償責任保険等の加入等

土地改良区等が維持管理する用排水路等の施設で発生する事故及び傷害に対処するため、賠償 責任等の保険加入業務を行うとともに、事故発生時には速やかに状況を確認して保険会社への連 絡調整を行う。

4. 農業・農村の多面的機能の維持・発揮等に資する取組への支援

北海道日本型直接支払推進協議会に参画し、国や道、関係市町村等と連携を図りながら、多面的機能支払の農業者等で構成する活動組織や中山間地域等直接支払の集落等が行う地域資源の保全活動等に対し指導・助言を行うとともに、農地・農業水利施設等のデータ整備に係る支援を行う。

(多面的機能支払支援 28年度計画)

対対		活動		対象面	積(ha)		備考
区分	市町村数	組織数	田	畑	草 地	計	1佣 与
多面的機能支払	148	857	175, 268	305, 226	281, 215	761, 709	

(中山間地域等直接支払支援 28年度計画)

区 分	対 象	集落等		対象面	積(ha)		備考
	市町村数	協定数	田	畑	草 地	計	1
中山間地域等 直接支払	98	323	36, 975	5, 007	281, 644	323, 626	

5. 農地等地図情報運用支援事業

(1) 水土里情報システム運用事業

地域における農地や農業水利施設等の情報の共有化と相互利用を可能とする水土里情報システム (Web型GIS) の運用管理を実施し、土地改良区や市町村等の利用団体が農地等地図情報データベースを有効に活用し、継続的に運用するための支援を行う。

(事業費) (単位:千円)

区	分	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備考
水土里運用事		112,000	93, 000	120. 4	260 団体

(2) 水土里情報システム活用支援事業

農地や農業水利施設等の適正な保全・整備等に向け、水土里情報システムの農地等地図情報データベースを活用した農業水利施設等の管理システム(施設台帳等)の構築・更新や維持管理計画の策定、水利権の更新、地域資源の保全対策の取組に対する支援を行う。

(事業費) (単位:千円)

区 分	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備	考
水土里情報 活用支援事業	17, 000	33, 000	51. 5		

(3) 地域資源保全情報記録システム運用事業

北海道日本型直接支払推進協議会が整備する農地・農業水利施設等に係るデータベースに対し、 多面的機能支払の活動組織や関係市町村等が電子端末機器(スマートフォン等)を使用して、現地 から地域資源保全活動の情報登録を可能とする記録システム(Web型GIS)を構築・管理し、当該データの運用に向けた支援を行う。

(事業費) (単位:千円)

区 分	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備	考
地域資源保全 情報運用事業	36, 000	0	皆増		

6. 施設管理支援事業

(1) 土地改良施設維持管理適正化事業

1)土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良区等が管理する農業水利施設の機能低下の防止、機能回復のため、定期的に行う必要のあるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路等の整備補修を行う本事業を推進する。

(事業費) (単位:千円)

区	分	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備	考
維持管理	理適正化	362,000	352, 000	102.8		

2) 施設改善特別対策事業

水田地域において、需要に応じた水田農業の望ましい生産構造の実現に資するために必要な農業水利施設の整備改善を行う本事業を推進する。

(事業費) (単位:千円)

区	分	28 年度計画事業費	27 年度計画事業費	対前年度比(%)	備	考
施設改善特別 対策		169, 120	179, 120	94. 4		

(2) 農道台帳の作成管理等業務

農道の整備及び管理事業を円滑に推進するため、道内の農道整備の実情の把握に努めるとともに、 農道台帳の副本管理の業務を行う。

第2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

1. 研修会、講習会

会員団体の役職員の農業農村整備事業等に係る知識の涵養、資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

2. 広報、広聴活動

会報の定期的な発行やホームページなどによる情報提供、関係機関・団体等と連携したイベント等の開催・参画、土地改良関係資料や刊行物の配布・斡旋などを通じて、会員に対する迅速な情報提供と道民に対する農業農村整備事業等の役割、重要性などのPR活動を効果的に行う。

第3 土地改良事業に関する調査研究

1. 農業農村整備事業制度に関する調査研究

農業農村整備事業等の円滑な推進に当たり、地域の課題や会員からの要望意見を把握するとともに、 道内関係機関・団体をはじめ全国土地改良事業団体連合会等と協議を行いながら、事業制度の改善等 について検討する。

2. 道内外における農業農村整備事業の調査

農業農村整備事業等の優良事例、先進事例の調査等を通じて、本道における事業の円滑な推進に資する。

3. 農地・農業水利施設等の保全管理等に関する調査研究

農地や農業水利施設等の適正な保全管理や長寿命化等に向けた方策等に関する調査研究を行う。

4. 農業水利施設を活用した小水力発電に関する調査研究

農業水利施設を活用した小水力発電の本道への導入促進を図るため、「北海道農業水利施設小水力発電推進協議会」(事務局:道農政部と本会)をはじめ関係機関・団体と連携して、積雪寒冷地の導入事

例などを参考にしつつ、より実践的な諸課題に対応するための調査研究を行う。

第4 土地改良事業関係の金融改善

1. 土地改良負担金対策事業

土地改良事業の実施に伴う農家負担の軽減と償還の円滑化を図るため次の事業を行う。

(1)農家負担金軽減支援対策事業

1) 水田·畑作経営所得安定対策等支援事業 (無利子資金貸付)

担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地区に対し、土地改良事業の受益者負担額の6分の5を限度に無利子資金の貸し付けを行う。

(28 年度支援計画) (単位:千円)

団体数	地区数	資金払出計画	資金償還計画	備考
55	217	1,600,000	1, 220, 000	
(54)	(193)	(2,000,000)	(1, 250, 000)	

()は27年度計画

2) 経営安定対策等基盤整備緊急支援事業(利子助成)

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地域にあって、担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、負担金等の償還利息相当額の助成を行う。

(28 年度支援計画) (単位: 千円)

団体数	地域数	利子助成計画	備考
34	69	272,000	
(40)	(86)	(406, 000)	

()は27年度計画

3) 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業(利子助成)

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の土地改良事業負担 金の償還利息に相当する額の助成を行う。

(28 年度支援計画) (単位:千円)

団体数	地区数	利子助成計画	備考
1		100 (100)	

()は27年度計画

4) 土地改良負担金償還平準化事業(利子補給)

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地域にあって、土地改良区等が年償還額のピーク時の一定割合を超える部分を融資機関から借り入れ後年に繰り延べすることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給を行う。

(28 年度支援計画) (単位:千円)

	•			
団体数	地区数	資金借入計画	利子補給計画	備考
27 (28)	112 (126)	103, 500 (91, 000)	28, 000 (42, 000)	

()は27年度計画

5)特別型国営事業計画償還助成事業(利子助成)

特別型国営事業の新計画償還制度適用地区において、地元負担に係る償還利率が一定の割合を超える部分を利子助成する。

(28 年度支援計画) (単位:千円)

団体数	地区数	利子助成計画	備考
1 (1)	1 (1)	1, 500 (3, 000)	

()は27年度計画

6)担い手育成支援事業(利子助成)

土地改良事業等の受益者負担金を償還中で、担い手への農地利用集積に積極的に取り組む地区にあって、地元負担金の水準が一定割合以上の地区に対し、償還利率が一定率を超える利子相当額を助成する。

(28 年度支援計画) (単位:千円)

(10) 及入扱計画	47		(十四: 11:)
団体数	地区数	利子助成計画	備考
8 (9)	9 (10)	26, 500 (34, 000)	

(2) 土地改良負担金償還特別対策事業(道単独補助事業、利子補給)

平準化事業を実施してもなお土地改良負担金の償還が困難と認められた地区に対し、年償還額の10%を5ヶ年間軽減するための資金を融資機関から借入し後年に繰り延べすることにより農家負担の軽減を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給を行う。

(28 年度支援計画) (単位:千円)

団体数	地区数	資金借入計画	利子補給計画	備考
4 (4)	7 (8)	2, 000 (2, 000)	800 (1, 000)	

()は27年度計画

第5 本会の事業目的を達成するため必要なその他の事業

1. 提案•要請活動等

本道農業・農村が持続的に発展し、国民への食料の安定供給を通じて我が国の食料自給率の向上に 一層貢献するとともに、攻めの農業・強い農業の展開に向けた農地や農業水利施設等の保全・整備、 農村地域の防災・減災対策、農業・農村の多面的機能増進等を着実に進めていくため、農業農村整備 事業等の計画的な推進に必要な予算の確保や実効性のある施策の実現等を国等に求めていく。

2. 各種委員会の活動

(1) 会務運営等に関する委員会

1)総務金融委員会

定款、規約、諸規程に関することや事業計画や収支予算など会務運営に係る基本的な案件を審議する。

2) 土地改良区委員会

土地改良区運営に関する政策的課題や組織強化対策等を審議する。

(2) 事業運営等に関する委員会

1) 管理運営体制強化委員会

土地改良区体制強化事業における施設診断管理指導方針や専門家による苦情・相談対応と財務 管理強化重点地区の支援方針、研修計画等を協議する。

2) 受益農地管理強化委員会

土地改良区体制強化事業における換地処分未了地区や換地選定手法指導地区、交換分合等活用支援地区の選定・指導方針、研修計画等を協議する。

3) 土地改良負担金対策事業審査委員会

農家負担金軽減支援対策事業等の適正な運用を図るため、土地改良区等が作成した同事業等に 係る計画を審査する。

4) 21世紀土地改良区創造運動推進委員会

21世紀土地改良区創造運動の積極的かつ円滑な推進のための支援等に関する事項を協議する。

(3) 事業推進等に関する委員会

1) 農業農村整備推進委員会

農業農村整備事業等の計画的かつ円滑な推進を図るため、必要な国費予算等の確保や実効性のある施策の実現に関する提案・要請事項等を審議し、関係機関に対し適時に要請活動を行う。

3. 支部活動の推進

各支部はそれぞれの地域の実態に即して、各種委員会や職員部会等とも連携を図りながら研修会等 を実施するなど、会員の利益の増進を図る。

4. 土地改良事業功労者の表彰

土地改良事業の発展に功績のあった土地改良事業功労団体並びに功労者を表彰、推薦する。

5. 職員部会の活動

農業農村整備事業等に関わる調査研究等を通じて、会員職員の情報の共有と資質の向上等を図る。

6. 関係機関・団体との連携

北海道農業・農村確立連絡会議など各種会議等に参画し、本道農業・農村をめぐる課題や必要な施策について検討するなど、関係機関・農業団体等と緊密な連携を図りながら、本道農業・農村の持続的な発展に努める。

7. その他の業務

年度の途中において、事業制度に関する取扱いの明定化等に伴って派生する業務については、その 目的が円滑に実施されるよう、適宜に対応する。